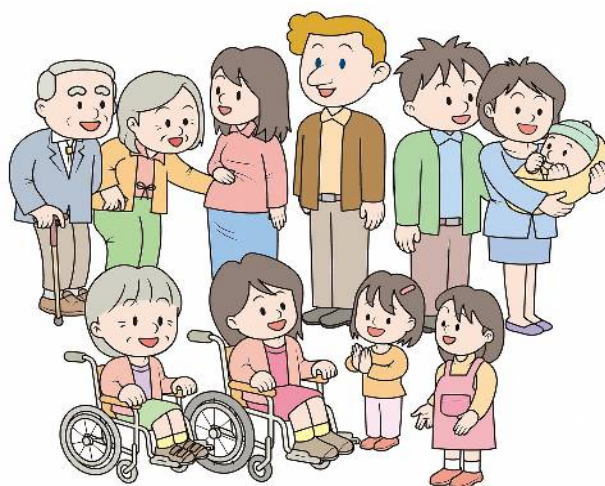


しじょうなわてし ひなんこうどうようしえんしゃ
四條畷市避難行動要支援者

しえんぷらん ぜんたいけいかく
支援プラン（全体計画）

かいていばん
—改訂版—



へいせい ねん がつ
平成30年4月
しじょうなわてし
四條畷市

もくじ 目次

第1章	基本的な考え方	1
1	策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	要配慮者及び避難行動要支援者の範囲	3
4	避難支援等関係者となる者	4
5	避難支援の考え方（自助・共助・公助について）	5
6	なわて災害時地域支え合い制度について	7
第2章	避難行動要支援者名簿について	8
1	避難行動要支援者名簿の作成と共有	8
(1)	避難行動要支援者名簿作成の主旨	8
(2)	避難行動要支援者名簿の作成方法	8
(3)	平常時の名簿情報の提供	8
(4)	名簿情報の提供に不同意であった避難行動要支援者に対する支援	9
2	避難行動要支援者名簿の管理	10
第3章	平常時における避難支援について	11
1	平常時における避難行動要支援者名簿の活用	11
2	個別計画について	11
(1)	個別計画策定の主旨	11
(2)	個別計画の概要	11
(3)	個別計画の共有・管理・更新	12
第4章	災害時における避難支援について	13
1	災害時における避難行動要支援者名簿の活用	13
2	災害時における個別計画の活用	13
3	情報伝達体制について	13

(1)	ひなんじょうほう しゅるい しみん もと こうどう	避難情報の種類と市民に求める行動	14
(2)	ひなんじょうほう でんたつたいせい でんたつほうほう	避難情報の伝達体制と伝達方法	15
(3)	ひなんじょうほう でんたつ はいりよ	避難情報の伝達における配慮	16
4	ひなんゆうどう	避難誘導について	18
5	ひなんじょ しえんたいせい	避難所における支援体制	21
(1)	ひなんしせつ しゅるい	避難施設の種類	21
(2)	ひなんこうどうようしえんしや ひなんじょ	避難行動要支援者の避難所	21
(3)	ひなんじょ ひなんこうどうようしえんしや ひきつ ほうほう	避難所での避難行動要支援者の引継ぎ方法	22
(4)	ひなんじょ はいりよ みまも たいせい	避難所での配慮と見守り体制	23
6	あんびかくにんたいせい	安否確認体制について	26
第5章	だい しょう けいかく すいしん む	計画の推進に向けて	27
1	かくしゆたい やくわり	各主体の役割	27
(1)	し やくわり	市の役割	27
(2)	しやかいふくしきやうぎかい やくわり	社会福祉協議会の役割	28
(3)	ちいきじゆうみん やくわり	地域住民の役割	28
(4)	ひなんしえんどうかんけいしや やくわり	避難支援等関係者の役割	28
(5)	ひなんこうどうようしえんしやじしん やくわり	避難行動要支援者自身の役割	29
2	けいかく じっこう	計画の実行について	30
参考資料1	さんこうしりよう ひなんこうどうようしえんしやめいぼ とうろく へんこう さくじょ しんせいしよ	避難行動要支援者名簿（登録・変更・削除）申請書	31
参考資料2	さんこうしりよう さいがい じちいきささ あ せいど どういしよ	なわて災害時地域支え合い制度 同意書	32
参考資料3	さんこうしりよう さいがい じちいきささ あ せいど こべつけいかく	なわて災害時地域支え合い制度 個別計画	34
参考資料4	さんこうしりよう さいがいたいさくきほんほう ぼっすい	災害対策基本法（抜粋）	36

第1章 基本的な考え方

1 策定の背景と趣旨

少子高齢化など人口構造の変化により、平成22年国勢調査で23%だったわが国の総人口に占める65歳以上人口の割合が、平成27年には27%に達しています。また、世帯人員については、ひとり暮らし世帯が最も多く、世帯（施設等を除く）の3割以上を占めています。

本市においても、平成30年3月時点における65歳以上人口の割合は約26%に達しています。

このような人口構造の変化の中で、地域の人間関係の希薄化などによる高齢者や障がい者の社会的孤立等、多くの課題が表面化しており、住民同士での支え合いが今まで以上に重要となっています。

こうした状況下で発生した平成23年3月の東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。

これを教訓として平成25年6月に災害対策基本法が改正され、同年8月には、内閣府により「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されました。

本市においても四條畷市地域防災計画で示すとおり、高齢者、障がい者及びその他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の避難支援対策は重要であるとし、その中でも、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）への避難支援対策は、先の震災の教訓からも極めて重要であり、計画的に進めていく必要があります。

このことから、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることを趣旨として本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を示すため、平成26年3月に改訂した四條畷市地域防災計画に基づき、平成27年4月に四條畷市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）（以下「本計画」という）を策定しました。

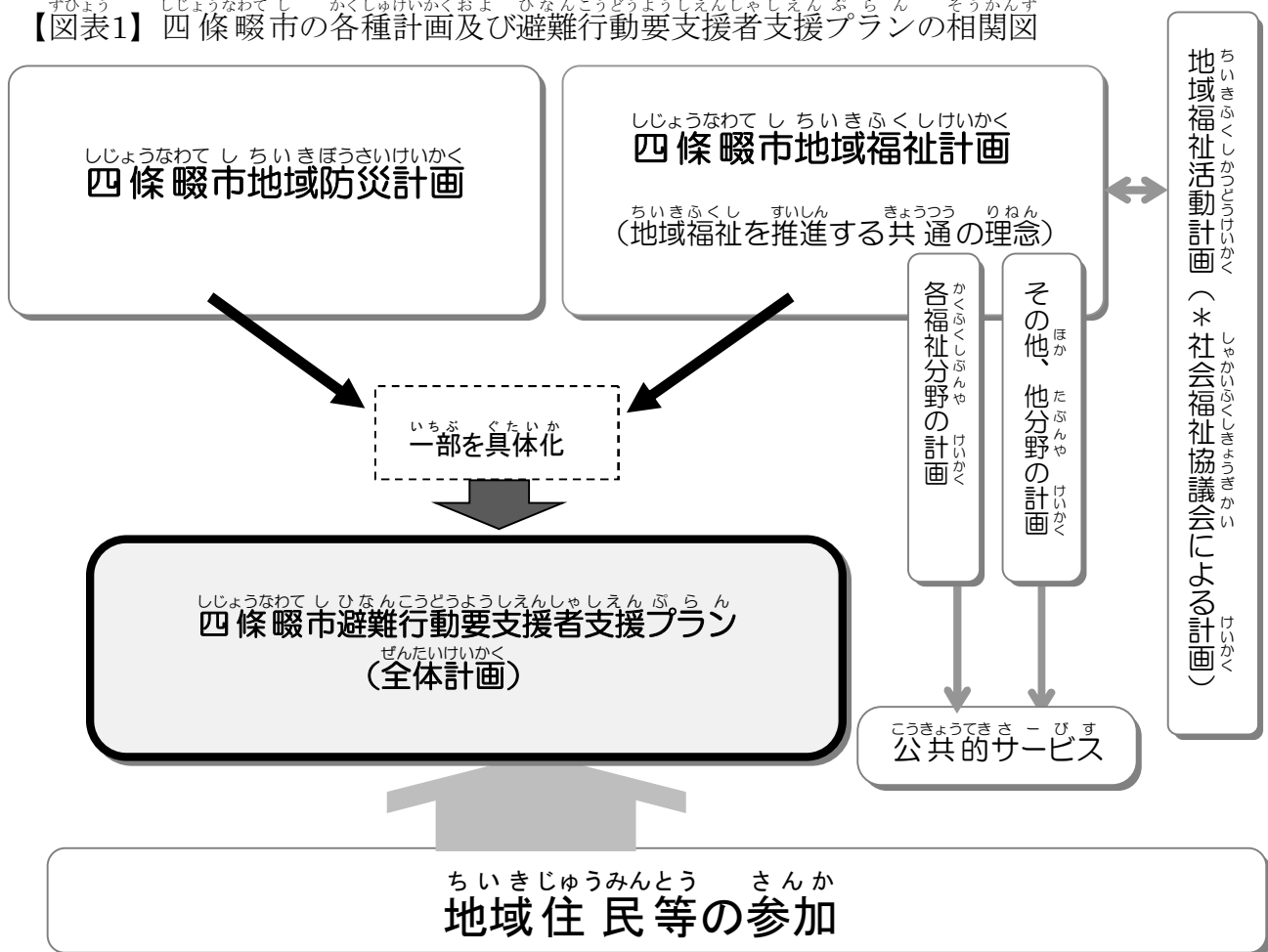
その後、平成30年3月に四條畷市地域防災計画を修正し、避難行動要支援者の名簿提供先である避難支援等関係者に地区の代表が加わったこと等から、本計画を改訂することにしました。

2 計画の位置付け

本計画は、四條畷市地域防災計画の下位計画として位置付け、本計画の避難行動要支援者への避難支援対策は、地域防災計画第2編第2章第12節「避難行動要支援者支援体制の整備」を具体化するものです。

また、本計画は、第3期四條畷市地域福祉計画の基本目標3- (3)「災害対策の推進と避難行動要支援者の支援体制の強化」の具体的な取組みとなるものです(図表1)。

【図表1】四條畷市の各種計画及び避難行動要支援者支援プランの相関図



3 要配慮者及び避難行動要支援者の範囲

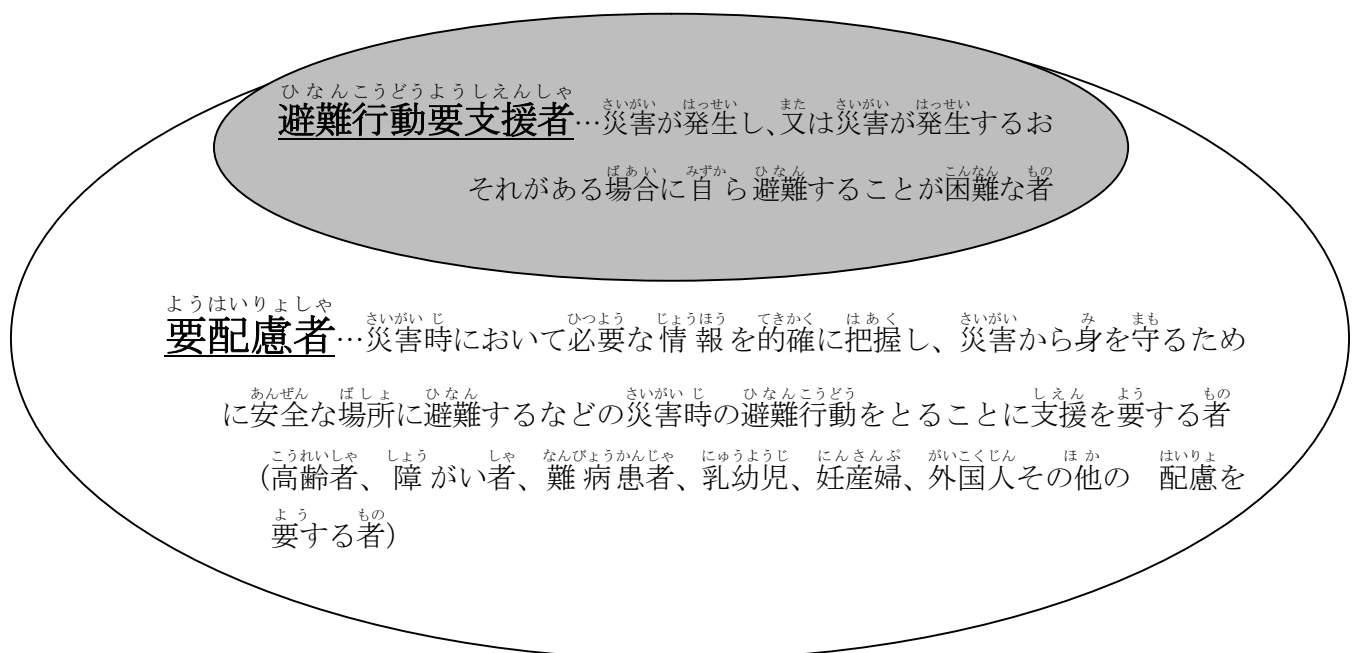
要配慮者とは、災害時において必要な情報の的確な把握や、災害から身を守るために安全な場所に避難するなどの災害時の避難行動をとることに支援を要する人のことをいい、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人その他の特に配慮を要する人のことをいいます。

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする人のことをいい、本市では、下記のように地域防災計画に規定しています。

避難行動要支援者 生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者をいう。

- ・ 要介護認定3～5を受けている者
- ・ 身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者
- ・ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ・ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する精神障がい者
- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスを受けている難病患者
- ・ 上記以外で市長が支援の必要を認めた者

要配慮者及び避難行動要支援者の範囲



4 避難支援等関係者となる者

災害時において、避難行動要支援者の避難行動を迅速かつ的確に支援するためには、あらかじめ避難行動要支援者についての情報を共有する必要があります。避難行動要支援者についての情報を共有する人のことを避難支援等関係者といい、本市においては、下記のように地域防災計画に規定しています。

また、避難支援等関係者のうち、避難行動要支援者と同じ地域で活動又は居住する避難支援等関係者のことを地域の避難支援等関係者といます。具体的には、民生委員・児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会の中核組織である地区福祉委員会、地区の代表（地区区長、自治会会長等）及び避難支援者のことをいいます（図表2）。

避難支援等関係者

大東四條畷消防組合、大阪府警察本部、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、地区福祉委員会、地区の代表（地区区長、自治会会長等）、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター及び避難支援者（※）

※避難支援者…避難行動要支援者に可能な範囲で避難支援を行い、個別計画（第3章2参照）に記載する人のことをいいます。

【図表2】 避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者

大東四條畷消防組合、大阪府警察本部、社会福祉協議会、地域包括支援センター及び障がい者相談支援センター

地域の避難支援等関係者

民生委員・児童委員、自主防災組織、地区福祉委員会、地区の代表（地区区長、自治会会長等）及び避難支援者

5 避難支援の考え方（自助・共助・公助について）

大規模災害が発生した場合は、すべての人が被災者となる可能性があります。災害が発生した時、被害を最小限に抑えるためには、「自助」・「共助」・「公助」がそれぞれ有効に機能し、連携することが大切です。

「自助」とは、自分で自分や家族を守るために備えたり、行動することをいいます。

防災の基本は、「自分の身は、自分で守る」ことです。災害に備えて、非常持ち出し品をまとめたり、災害が発生したときに自力で避難したりすることが「自助」にあたります。

「共助」とは、自分の身を守ったうえで、地域の方々と協力し合い、ご近所の方の避難に協力するなど、周りの人たちと助け合うことをいいます。

「公助」とは、市、消防や警察等による救助活動や支援活動など、公的支援のことをいいます。災害が発生した時、市、消防や警察等の行政機関がライフラインの確保のため公共企業各社と力を合わせて復旧に努めたり、避難所の設置、救援物資の配布などの公的支援を行うことが「公助」にあたります。

平成26年版防災白書の特集には、平成7年1月の阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助主体等の調査結果（図表3）が掲載されています。

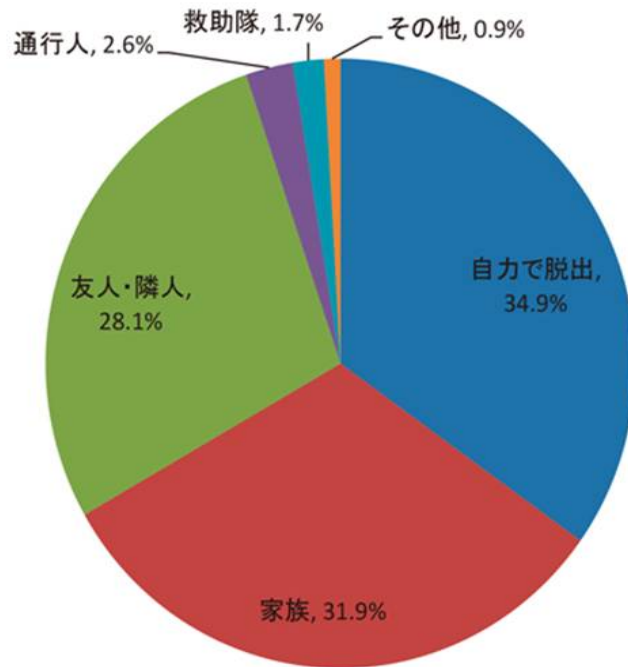
「自力で脱出」が34.9%、「家族」が31.9%、「友人・隣人」が28.1%となっており、全体の9割を占めています。大規模広域災害が発生したときは、「自助」・「共助」が重要であることが確認できます。

避難行動要支援者においては、自ら避難することが困難と予想され、可能な範囲の「自助」を実施するものの、「共助」の役割りが非常に重要になります。「共助」が機能するためには、日頃から地域で話し合いの機会を設けるなど、支援体制の構築に向けた活動が重要です。また、避難行動要支援者自身も地域の人のコミュニケーションを大切にし、日頃から地域のつながりを意識する必要があります。

本計画では、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に地域において避難行動要支援者への円滑な避難支援が行われるように「なわて災害時地域支え合い制度」として具体化し、災害対策における「共助」の取り組みとして推進します。



【図表3】 阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助主体等
(平成26年版防災白書特集P5 より)

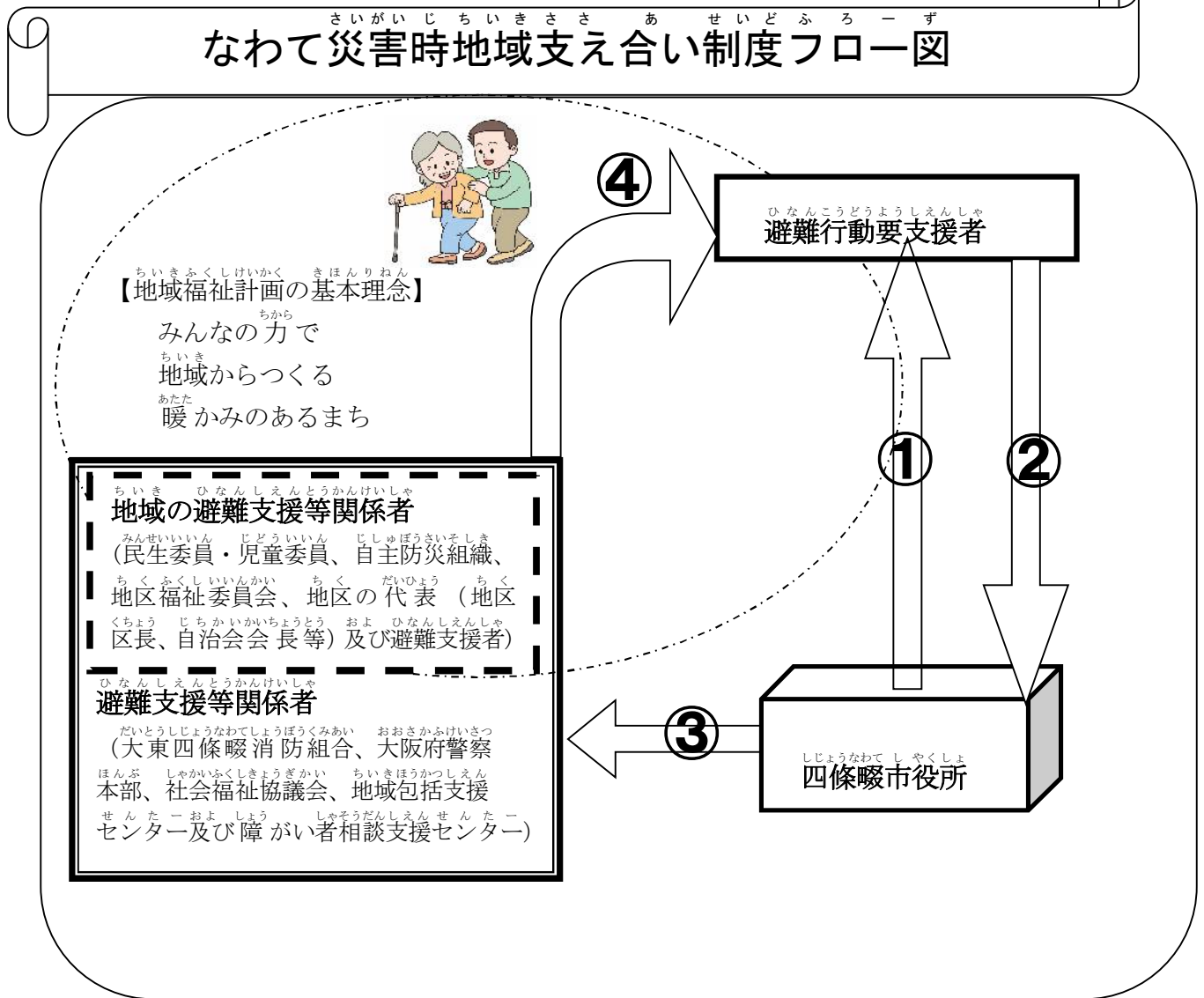


標本調査：(社)日本火災学会 (1996)「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」参照

6 なわて災害時地域支え合い制度について

本計画第2章から第4章に記載する避難行動要支援者に係る「共助」の取組みを「なわて災害時地域支え合い制度」と定めます。市は、この制度の周知を図り、日頃からの地域の助け合い、支え合いの意識を醸成するように努めます（図表4）。

【図表4】 なわて災害時地域支え合い制度のフロー図



- ① 市は、避難行動要支援者にあらかじめ避難支援等関係者へ情報を提供することについて、同意の意思を確認します。
- ② 避難行動要支援者は、市に同意又は不同意の意思を伝えます。
- ③ 市は、同意を得た避難行動要支援者の情報を避難支援等関係者に提供します。
- ④ 地域の避難支援等関係者は、本計画第2章から第4章に記載する避難支援を可能な範囲で実施します。

第2章 避難行動要支援者名簿について

1 避難行動要支援者名簿の作成と共有

(1) 避難行動要支援者名簿作成の主旨

市は、災害発生時、又は災害が発生するおそれのある時に避難行動要支援者についての避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎として、避難行動要支援者名簿を作成します。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成方法

災害対策基本法の一部改正(平成25年6月)により、市内部で保有する個人情報をもくろみ外で使用し、避難行動要支援者名簿を作成することが可能になりました。避難行動要支援者名簿の作成にあたり、迅速かつ的確な避難支援を行うため、氏名や住所、電話番号等の基本情報のほか、要介護度や障がい者手帳の種別、障がいの程度などを市内部で情報収集し、避難行動要支援者名簿を作成します。具体的には、住民基本台帳、福祉担当部局で運用する福祉制度の台帳(※)から情報を収集します。

また、避難支援が必要な要配慮者で自ら避難行動要支援者名簿への登録を希望する場合は、避難行動要支援者名簿(登録・変更・削除)申請書(参考資料1)を市長に提出し、市の承認により、市長が支援の必要を認めた者として、避難行動要支援者名簿に記載します。

市は年に1回程度名簿を更新します。

※身体障害者更生指導台帳、知的障害者更生指導台帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者の情報、障害者総合支援利用者台帳、障害者総合支援法に基づくサービスを受けている難病患者の情報、介護保険法の要介護状態区分の情報等

(3) 平常時の名簿情報の提供

避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を平常時から提供することで災害発生時に円滑かつ迅速な避難支援等の実施が可能となります。平常時からの名簿情報の外部提供には、避難行動要支援者の同意が必要となることから、避難行動要支援者に対して、同意書(参考資料2)を用いて、名簿情報の提供の目的や内容等を明らかにし、平常時からの名簿情報の提供について、本人の意思確認を行います。同意が得られた避難行動要支援者の名簿は、平常時から避難支援に必要な範囲で避難支援等関係者に提供します。(図表5)。

また、避難支援等関係者に新たな名簿を提供する際、古い名簿を回収します。

【図表5】同意を得た避難行動要支援者名簿の提供先とその範囲

ひなん こうどう ようしえんしゃ 避難 行動 要支援者 めいぼ くぶん 名簿の区分 ていきょうさき 提供先	ようかいごにんてい ・要介護認定 3～5 を受けている者	しんたいしょう ・身体障がい者手帳 1・2級(総合等級) の第1種を所持する 身体障がい者 ・療育手帳A を所持 する知的障がい者 ・精神障がい者保健 福祉手帳 1級を所持 する精神障がい者 ・障害者総合支援法 に基づくサービスを 受けている難病患者	さきがい しちょう ・左記以外で市長が 支援の必要を認めた 者
だいとうしじょうなわてしょうほくみあい 大東四條畷消防組合	すべての名簿	すべての名簿	すべての名簿
おおさかふけいさつほんぶ 大阪府警察本部	すべての名簿	すべての名簿	すべての名簿
みんせいいいん じどういいん 民生委員・児童委員	担当地区の名簿	担当地区の名簿	担当地区の名簿
しゃかいはくしきょうさかい 社会福祉協議会	すべての名簿	すべての名簿	すべての名簿
ちくふくしいんかい 地区福祉委員会	担当地区の名簿	担当地区の名簿	担当地区の名簿
じしゅうぼうさいそしき 自主防災組織	担当地区の名簿	担当地区の名簿	担当地区の名簿
ちいきほうかつしえんせんたー 地域包括支援センター	担当地区の名簿	担当地区の名簿 (要介護 3～5 に 該当する方の名簿の み)	担当地区の名簿 (高齢者のみ)
しょう しゃ そうだん しえん 障がい者相談支援 センター	提供せず	すべての名簿	すべての名簿 (障がい者のみ)
ちく だいひょう ちく 地区の代表(地区 区長、自治会会長等)	担当地区の名簿	担当地区の名簿	担当地区の名簿
ひなんしえんしゃ 避難支援者	必要最小限の名簿	必要最小限の名簿	必要最小限の名簿

※「担当地区の名簿」については、地域の避難支援等関係者が欠けた時などの場合、必要に応じて、担当地区以外の名簿を提供する可能性があります。

(4) 名簿情報の提供に不同意であった避難行動要支援者に対する支援

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、名簿情報の提供についての同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な範囲で避難支援等関係者その他のものに避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援を行います。その場合、市は、名簿情報を受け取る者が適正な情報管理を図るよう周知し、情報漏えい防止のために必要な対策を行います。

2 避難行動要支援者名簿の管理

大規模な災害等によって行政機能が著しく低下した場合でも、避難行動要支援者名簿を活用することが可能となるよう、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも情報を管理し、定期的に更新を行います。

なお、避難行動要支援者名簿を電子データで管理する場合はパスワードを設定するなど、情報漏えい対策を講じるとともに市内部においても閲覧を制限します。

また、紙媒体で管理する場合は施錠付きの保管庫による管理、またはそれに代わる管理方法を徹底するなど、情報の適正管理を徹底します。

避難行動要支援者名簿の提供を受ける避難支援等関係者は、災害対策基本法に規定する秘密保持義務を遵守し、名簿を管理します。

市は、適正な情報管理が行われるよう避難行動要支援者名簿の提供を受ける避難支援等関係者に対し、秘密保持義務が課せられていることを説明するとともに、避難行動要支援者名簿の取扱いについての協定を締結するなど、提供する避難行動要支援者名簿が適切に取扱われるように努めます。



第3章 平時における避難支援について

1 平時における避難行動要支援者名簿の活用

避難支援等関係者は、提供された名簿を基に災害対策を検討します。特に地域の避難支援等関係者については、提供された避難行動要支援者名簿を活用し、可能な範囲で下記に例示する避難支援を実施します。

【平時の避難支援】

- 1 声かけを行う（避難行動要支援者との顔合わせ、訪問、状況把握など）。
- 2 防災訓練への参加を働きかける（防災訓練の実施に際して、避難行動要支援者への安否確認や避難誘導等を行う）。
- 3 災害に関する情報の提供を行う。
- 4 避難行動要支援者の個別計画（以下「2 個別計画について」参照）を策定する。

2 個別計画について

(1) 個別計画策定の主旨

災害の発生時や災害が発生するおそれがある時には、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施しなければなりません。そのためには、避難行動要支援者一人ひとりについて、どのような支援が必要か、どこの避難所へ、どんな方法で避難させるか等をあらかじめ定め、地域の避難支援等関係者と情報を共有する必要があります。個別計画は、災害に備えて、避難行動要支援者一人ひとりの状況や必要な支援について事前に把握するためのものです。

(2) 個別計画の概要

市、地域の避難支援等関係者は連携し、同意を得た避難行動要支援者のうち、希望者に対し個別計画を策定します。

地域の避難支援等関係者は、同意を得た避難行動要支援者名簿に記載された本人や家族からの聴取りを基本とし、個別計画の様式（参考資料3）に記入します。

一方、市は地域の避難支援等関係者が個別計画策定を進められるように支援を行います。避難支援者とは、避難行動要支援者に可能な範囲で避難支援を行い、個別計画に記載する人をいい、近隣や自治会の人など、できるだけ身近な人が望ましいと考えます。日頃からの声かけや見守り活動などにより、避難行動要支援者とのコミュニケーションを図り、信頼関係を深めておくことが大切です。

避難支援の実施は、災害発生時間帯や災害の状況によって異なるため、避難行動

ようしえんしゃひとり たい ふくすう ひなんしえんしゃ
要支援者一人に対し複数の避難支援者がいれば、より確実な避難支援につながります。

さいがい じきけんかしよ きょじゆう ひなんこうどうようしえんしゃ こべつけいかく さくてい けうせんてき
また、災害時危険箇所（※）に居住する避難行動要支援者は、個別計画の策定を優先的に
おこな つと
行うように努めます。

※ さいがい じきけんかしよ ぼうさいまつぶ けいさい きゅうけいしやちほうかいけんかしよ どしやさいがいけいかい
災害時危険箇所…防災マップに掲載する急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒
くいき どせきりゆうはんらんくいきおよ とうかいごう そうてい しんすいそうていくいき
区域、土石流氾濫区域及び東海豪雨を想定した浸水想定区域50～100cmの区域。

(3) こべつけいかく きょうゆう かんり こうしん 個別計画の共有・管理・更新

こべつけいかく げんぼん し かんり ふくほん ひなんこうどうようしえんしゃほんにんおよ ちいき ひなんしえんとう
個別計画の原本は、市が管理し、副本は、避難行動要支援者本人及び地域の避難支援等
かんけいしや きょうゆう
関係者が共有します。

こべつけいかく ほんにん じゅうしょ しめいおよ ねんれい きほんじょうほう くわ ひなんしえん
個別計画には、本人の住所、氏名及び年齢などの基本情報に加えて、避難支援のために
はいりよ じごう ぶら い ぼしー かか じょうほう おお ふく しおよ ひなんしえんとう
配慮すべき事項などプライバシーに関わる情報を多く含んでいるため、市及び避難支援等
かんけいしや ちいき ひなんしえんとうかんけいしやいがい こべつけいかく えつらん せじょう
関係者は、地域の避難支援等関係者以外が個別計画を閲覧することがないように、施錠つき
ほかん こ かんり こじんじょうほう ほご かんてん げんじゆう じょうほうかんり おこな
の保管庫で管理するなど、個人情報保護の観点から厳重な情報管理を行います。

また、けいかくないよう こうしん ぼあい ていきょう ふくほん かいしゆう あたら ふくほん ほんにんおよ ちいき
計画内容を更新する場合は、提供した副本を回収し、新しい副本を本人及び地域の
ひなんしえんとうかんけいしや ていきょう
避難支援等関係者に提供します。



第4章 災害時における避難支援について

1 災害時における避難行動要支援者名簿の活用

大規模災害が発生した場合は、すべての人が被災者となる可能性があります。避難行動要支援者の避難支援を行うにあたり、まず地域の避難支援等関係者本人やその家族の安全を確保する必要があります。

安全が確保されたうえで、地域の避難支援等関係者は、提供された避難行動要支援者名簿を活用し、可能な範囲で下記に例示する避難支援を実施します。

また、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において、市が避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要と認めるときは、名簿情報の提供についての同意を得ていない避難行動要支援者の情報を避難支援等の実施に必要な範囲で避難支援等関係者その他の者に提供し、避難支援を行います。

【災害時の避難支援】

- 1 避難行動要支援者に災害情報を伝達する。
- 2 避難行動要支援者の安否確認と必要な支援を行う。
- 3 避難行動要支援者の避難誘導を行う。
- 4 安否確認により避難行動要支援者の救出・救護が必要と判断した場合は、行政機関や近隣住民等に援助を求める。
- 5 避難生活の支援を行う。

※ 例示した避難支援の実行が困難な場合でも、地域の避難支援等関係者が法的義務や責任を負うことは一切ありません。

2 災害時における個別計画の活用

地域の避難支援等関係者は、本人や家族の安全を確保したうえで、あらかじめ策定した個別計画を基に可能な範囲で避難行動要支援者に対する避難支援を実施します。

また、避難行動要支援者が避難する場合は、個別計画の副本を携帯し、避難行動要支援者の配慮すべき事項について避難所や周囲の人に伝えるために活用します。

3 情報伝達体制について

発災時に適切な避難支援を行うためには、避難支援等関係者が避難情報を迅速に取得し、それを避難行動要支援者に的確に伝達することが重要です。避難情報の種類やその際の取るべき行動、情報の伝達手段等の情報伝達体制は次のとおりです。

(1) 避難情報の種類と市民に求める行動

市は、災害が発生するおそれがある予測された時の具体的な避難勧告等の発令基準を定め、適切なタイミングによる発令及び迅速かつ的確な情報伝達によって、市民のかけがえのない生命を守るため、避難情報を発令します。避難情報の種類と市民に求める行動は、以下の表のとおりです(図表7 平成29年11月大阪府地域防災計画「[災害応急対策]第4章第1節 避難誘導 第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」より一部修正)。

【図表7】 避難情報の種類及び市民に求める行動

	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<p>・災害発生の可能性があり、避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予想される状況</p>	<p>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</p> <p>・その他の人は立退き避難の準備を整え、同時に、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。</p> <p>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。</p>
避難勧告	<p>・災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった状況</p>	<p>・予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</p> <p>・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</p>
避難指示(緊急)	<p>・災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況</p>	<p>・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</p> <p>・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</p> <p>・津波災害から、立退き避難する。</p>

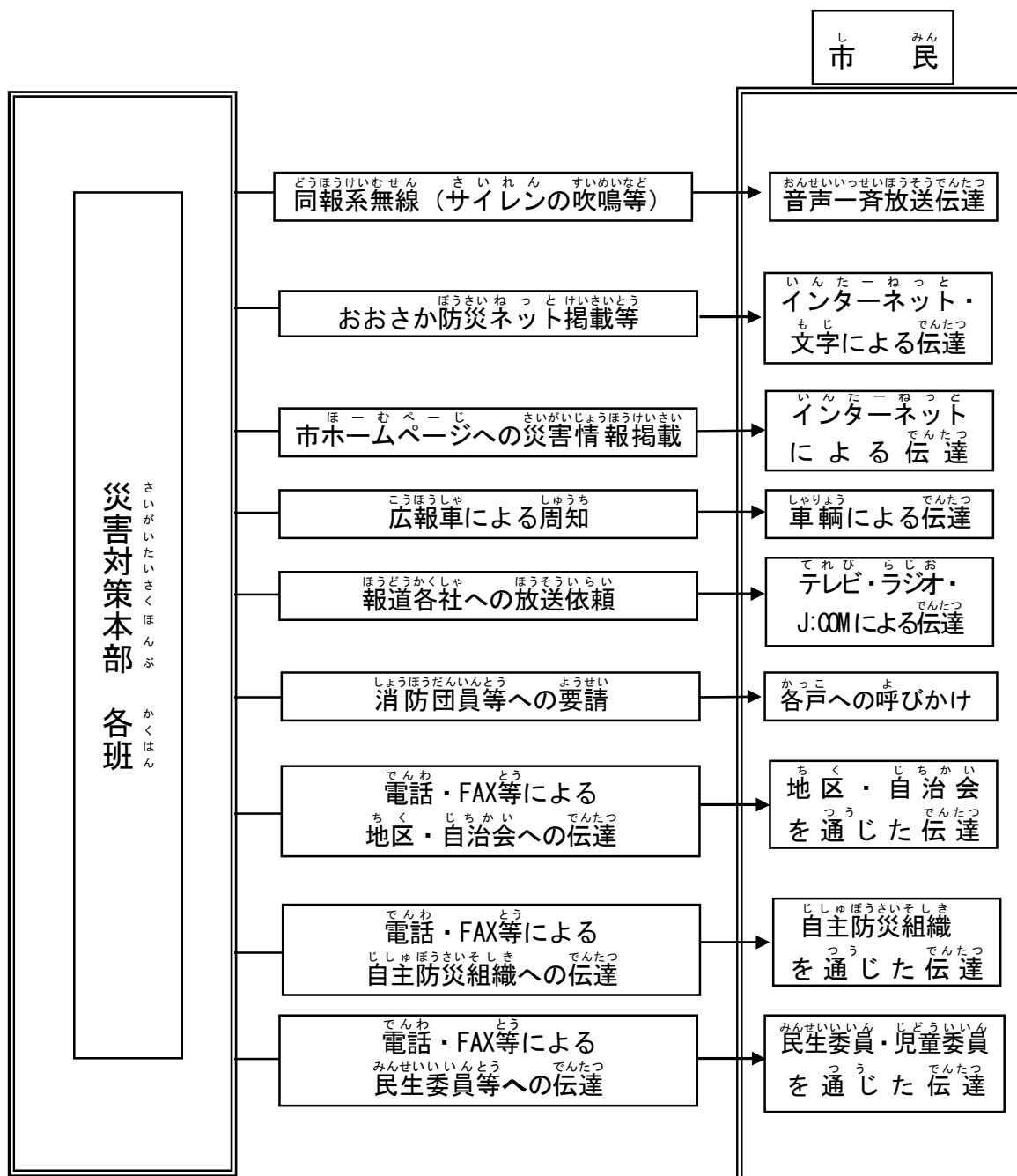
- ・上記避難情報は、必ずしも避難準備・高齢者等避難開始から順番に発令されるとは限りません。
- ・平常時から、避難先や避難方法等について家族と確認、非常持ち出し品の準備、防災マップでの土砂災害警戒区域の把握等が重要です。

(2) 避難情報の伝達体制と伝達方法

避難情報の伝達は、災害の種別や規模、伝達すべき区域の範囲及び時間帯等を考慮して、防災行政無線・電話応答サービスや広報車、報道各社への放送要請、市ホームページへの掲載などで行うとともに、状況に応じて自主防災組織、自治会、消防団及び民生委員・児童委員等への電話・FAXなどで行うことがあります。

また、大阪府が運営するおおさか防災ネットの「防災情報メール配信サービス」により災害発生時の避難勧告・指示情報や気象警報・注意報などが配信されていることから、広報誌などを通じて市民等にメール配信サービスへの登録を勧奨します（図表8）。

【図表8】 避難情報の伝達の流れ



(3) 避難情報の伝達における配慮

市やその他の機関から発信された避難情報を避難行動要支援者に的確に伝える必要があります。避難情報の伝達における配慮は、避難行動要支援者一人ひとり異なりますが、主な配慮としては、下記のとおりです（図表9「避難行動要支援者支援プラン」作成指針 平成27年2月大阪府 別紙より一部抜粋）。

【図表9】避難行動要支援者の特性ごとの情報伝達時の主な配慮事項

【視覚障がい者】

- ・わかりやすい口調で伝える。
- ・音声情報で複数回繰り返す。
- ・点字や拡大文字のほか、指点字や触手話、指文字、手のひら書きなど、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。
- ・盲ろう者通訳・介助員を避難所等に派遣する。
- ・重複した障がいがある場合には、さらに別の障がいに応じた支援が必要になる。

【聴覚障がい者】

- ・正面から口を大きく動かして話す。
- ・文字や絵を組み合わせた筆談で情報を伝える。（常時筆記用具を用意しておく。）
- ・盲ろう者通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。
- ・掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送専用テレビを避難所に設置することに努める。

【盲ろう者】

- ・生活環境や障がいの状況、障がいの発生時期等により、コミュニケーションの方法も一人ひとり異なる。
- ・コミュニケーションの方法は、点字（指文字）、手話（触手話）、指文字、筆談、手のひら書き、音声、その他に分類でき、一つないしは複数の組み合わせでコミュニケーションを取る。
- ・指点字や触手話、指文字、手のひら書き等の手段により状況を伝える。
- ・盲ろう者通訳・介助員を避難所に派遣する。

【知的障がい者】

- ・具体的に、短い言葉で、わかりやすく情報を伝える。
- ・絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。
- ・精神的に不安定になる場合があることに配慮する。

【精神障がい者】

- ・具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える。
- ・精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する。

【高次脳機能障がい者】

- ・とるべき行動や大切な説明や予定はメモを渡す。
- ・絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。
- ・言葉が出ずに困っている時は、本人の状況を推測して選択肢をあげたり、絵や図を活用するなどして、表現のサポートを行う。
- ・精神的に不安定になる場合があることに配慮し、イライラしている時は、静かな場所に誘導し、落ち着くまで待つ。
- ・何度も同じことを聞く時は、いつも見える場所にメモを貼ったり、繰り返しの説明を行う。

【発達障がい者】

- ・抽象的な言葉を避け、具体的でわかりやすい言葉を使って、はっきりと伝える。その人の理解度に応じて、実物や写真、絵、言葉など目に見える形にして伝える。
- ・予告できることは、できるだけ事前に伝えておく。
- ・大きな声を怖がったりする場合がありますので、穏やかな声で話しかける。
- ・一斉の説明では十分理解できない場合がありますため、個別に声をかけ、理解できているかどうかを確認する。
- ・してはいけないこと、行ってはいけない場所、触ってはいけないものなどがある場合は、あらかじめそのことをはっきり伝える。「×」などの印やマークを使って、はっきり分かるように示す。

【難病患者】

- ・視覚、聴覚に障がいがある場合や、認知症をともなう場合もあり、それぞれの状態を把握し、理解しやすい方法で情報を伝えることが必要である。

【認知症高齢者】

- ・具体的に、短い言葉で、ゆっくりとわかりやすく理解しやすい方法で情報を伝える。

4 避難誘導について

災害発生直後に避難行動要支援者の避難誘導を迅速・的確に行うため、避難行動要支援者の特性に合わせた避難誘導時における配慮事項について、あらかじめ把握しておく必要があります。避難誘導における配慮は、避難行動要支援者一人ひとり異なりますが、主な配慮としては、下記のとおりです(図表10 「避難行動要支援者支援プラン」作成指針 平成27年2月大阪府 別紙より一部抜粋)

【図表10】 避難行動要支援者の特性ごとの避難誘導時の主な配慮事項

【視覚障がい者】

- ・安否確認及び避難所への避難誘導(歩行支援)を誰が行うのか、あらかじめ取り決めておく。
- ・白杖等を確保する。
- ・また、日常の生活圏であっても、災害時には環境の変化から認知地図(頭の中の地図)が使用不能となる場合があることに配慮する。

【聴覚障がい者】

- ・手話や文字情報によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。(筆記用具等を用意しておく。)

【盲ろう者】

- ・安否確認及び避難所への避難誘導(歩行支援)を誰が行うのか、あらかじめ取り決めておく。
- ・指点字や触手話、指文字、手のひら書き等の手段によって状況説明を行い、避難所等へ誘導する。
- ・たとえ少しの距離であっても支援者の存在が確認できなければ、一人になっているのではないかと不安に感じてしまうので、近くにいることを伝え、少しでも安心できるように留意する。

【肢体不自由者】

- ・自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。

[内部障がい者]

- ・常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。

[知的障がい者]

- ・一人でいる時に危険が迫った場合には、緊急に保護する。
- ・災害の状況や避難所等の位置を、短いことばや文字、絵、写真などを用いてわかりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導する。
- ・また、動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。

[精神障がい者]

- ・災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、必要に応じて無理のないやり方で誘導する。
- ・また、動揺している場合には、時間をとり気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。

[高次脳機能障がい者]

- ・災害の状況や避難所等の位置、とるべき行動や大切な説明や予定を記載したメモを渡し、絵、図、文字などを組み合わせて、誘導する。
- ・また、動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。
- ・何度も同じことを聞く場合でも、繰り返しの説明を行う。
- ・道や建物の中で迷うことがあるので、目的地まで付き添うなど必要な誘導を行う。
- ・けがをしているのに気付かないことがある。本人の主訴だけでなく、身体状況等周りの方からも聴取する等よく確認する。

[発達障がい者]

- ・事前に避難誘導が必要なことが分かっている場合には、あらかじめ行き先、移動する時間、同行する人などについて説明しておく。
- ・これから起こること（すること、行く場所など）や取るべき行動について、具体的にわかりやすい言葉を使い、はっきりと伝える。
- ・一斉の説明では十分理解できない場合があるため、個別に声をかける。

なんびょうかんじや
[難病患者]

• 肢体不自由者や、内部障がい者と同様に、車いすやストレッチャー等の移動用具を確保
することが望ましい。

• 常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するよう周知を徹底する。

にんちしやうこうれいしや
[認知症高齢者]

• 動揺している場合は、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援す
ることが大切である。



5 避難所における支援体制

発災時に適切な避難行動をとるためには、あらかじめ避難施設の種類や場所を理解しておくことが重要です。避難行動要支援者は、避難所においても配慮が必要です。避難所では、以下のような引継ぎや見守りを行う必要があります。

(1) 避難施設の種類

- ① 指定緊急避難場所…火災の発生時や余震等の二次災害に備えて一時的に自主避難する場所です。
- ② 広域避難地…指定緊急避難場所に延焼火災等の危険性が発生した場合、市の指示により避難する場所です。
- ③ 指定避難所…災害により家に戻れなくなった場合、滞在するために市が必要に応じ、避難所として開設する場所です。
- ④ 福祉避難所…大規模な災害が発生し、市民（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者）が避難所で生活を余儀なくされた場合、一般の避難所では生活が困難と判断された方に対し、円滑な支援につなげる避難所のことをいいます。したがって、避難行動要支援者の避難場所＝福祉避難所ではなく二次避難所のことです。
※それぞれの避難施設の場所は、防災マップを確認して下さい。

(2) 避難行動要支援者の避難所

避難所は、収容地区の指定はありません。いつ、どこでどのような災害が発生するかわからないので、日頃から様々な災害を想定し、安全に避難できる場所を確認しておく必要があります。

避難行動要支援者の避難所は、あらかじめ家族や避難支援者と相談したうえで個別計画に記載し、本人、地域の避難支援等関係者及び市で共有します。

また、防災訓練などで実際に避難所までの経路を家族や避難支援者と確認することが大切です。



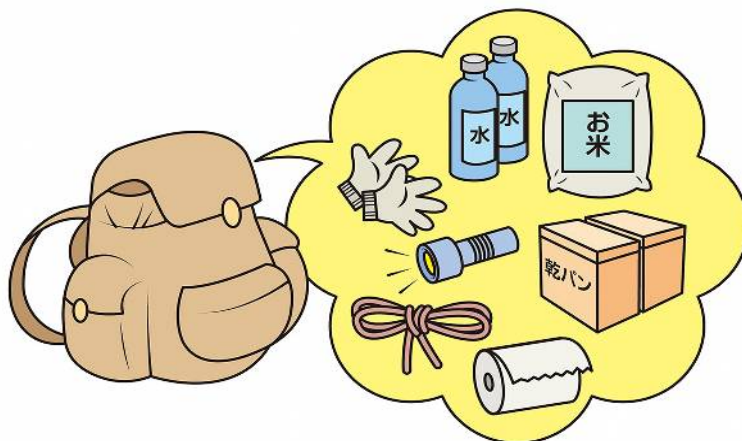
(3) 避難所での避難行動要支援者の引継ぎ方法

避難行動要支援者が避難所に避難した際、避難行動要支援者自身で避難者カードを記入することが困難な場合は、避難支援者が避難行動要支援者に代わって記入します。あわせて、個別計画を持参している場合は、避難所の運営責任者に個別計画の情報を提供します。持参していない場合は、当該避難者が避難行動要支援者であることを伝え、避難者カードに個別計画策定の有無、配慮すべき事項を記入し、避難所の運営責任者に伝えます。

避難所の運営責任者は、個別計画や避難者カードの情報及び避難行動要支援者から聞き取った内容を基に、避難行動要支援者が必要とする食料、生活必需品等の調達を市民生活部避難所班（※1）及び教育委員会避難所班（※2）を通じて要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行います。

また、避難所等で生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所へ誘導します。ただし、福祉避難所の倒壊等により誘導が困難な場合、必要に応じ、本部事務局班（※3）は大阪府と協議し、民間の社会福祉施設の利用も含め迅速かつ適切に実施します。

- ※1 市民生活部避難所班…市民課、人権・市民相談課、消費生活センター
- ※2 教育委員会避難所班…教育総務課、公民館、図書館、田原図書館
学校給食センター、生涯学習推進課、青少年育成課
- ※3 本部事務局班……………政策推進課・危機管理課・総務課・建設課・魅力創造室
の要員



(4) 避難所での配慮と見守り体制

避難行動要支援者には、生活上配慮すべき事項があります。同じ避難所で生活する避難者一人ひとりの協力が必要な場合もあります。

お互いに「助け合い」の精神を持ち、避難行動要支援者への配慮について、避難所内で周知していく必要があります。

慣れない避難所での生活は、避難行動要支援者にとっては大きな負担となる可能性もあります。家族や避難支援等関係者は、避難行動要支援者の見守りを行い、体調やこころの変化に注意し、何か異変があった場合は、専門機関等につなぐなど早期の対応に努めます。

避難所での避難行動要支援者への配慮については、一人ひとり異なりますが、主な配慮については、下記のとおりです。

また、健康福祉部福祉班(1)(※1)及び子ども未来部福祉班(2)(※2)は、被災した避難行動要支援者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努めます。

その他、避難行動要支援者に対する福祉サービスの継続的な提供にあたりながら、デイサービスセンター等社会福祉施設の早期再開に努めます(図表11「避難行動要支援者支援プラン」作成指針 平成27年2月大阪府 別紙より一部抜粋)。

- ※1 健康福祉部福祉班 (1) …福祉政策課・生活福祉課・高齢福祉課・障がい福祉課
- ※2 子ども未来部福祉班 (2) …子ども政策課・子ども支援課・子育て総合支援センター
児童発達支援センター・岡部保育所、忍ヶ丘あおぞらこども園

【図11】 避難行動要支援者の特性ごとに必要な主な配慮等

【視覚障がい者】

- ・視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知が困難な場合が多いため、音声による情報伝達及び状況説明が必要である。
- ・日常生活圏外では、介護者がいないと避難できない場合があるため、避難誘導等の援助が必要である。
- ・なお、重複障がいがある者の場合には、その障がい状況に応じた援助ニーズがあることに留意する。

【聴覚障がい者】

- ・音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵図等を活用し、情報伝達及び状況説明が必要である。

【もう盲ろう者しや】

・視覚や音声による緊急事態等の覚知が困難であるため、指点字や触手話、指文字、手のひら書き、拡大文字等、個々の障がい状況に応じたコミュニケーション方法により情報伝達及び状況説明が必要である。

・日常生活圏外では、介護者がいないと避難できない場合があるため、避難誘導等の援助が必要である。

・単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことを考慮する。

【したいふじゆうしや肢体不自由者】

・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補助器具が必要。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である。

【ないぶしょう内部障がい者】

・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補助器具が必要である。

・医薬品や医療器材を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要である。

・ストマ着用者にあってはストマ用装具が必要である。

【ちてきしょう知的障がい者】

・緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝える。事態の理解を図るとともに、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導することが必要である。

【せいしんしょう精神障がい者】

・災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるため、支援者は、気持ちを着させる配慮が必要である。

・服薬を継続することが必要な人が多いため、日ごろから自ら薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要である。

【高次機能障がい者】

- ・「記憶障がい」などがある場合があることから、できる限り事前にその方の症状を把握し、とるべき行動を記載したメモを渡す、現在の状況や今後の見通しなど何度も繰り返し説明を行うなど、その方の症状にあった誘導方法をとることが必要である。
- ・緊急事態等の認識ができない場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図るとともに、日常の支援者が同伴するなどして、安全な場所へ誘導することが必要である。
- ・災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要である。
- ・食料や物資の配給を待たずに怒ったり騒いだりすることがあり、家族の代わりに列に並ぶ、別途配給するなどの対応で、家族の負担を軽減することが必要である。

【発達障がい者】

- ・見通しを持ちやすいように、スケジュールやこれから起こることについて、できるだけ具体的に説明することが必要である。
- ・抽象的な言葉を避け、具体的で分かりやすい言葉を使って、はっきりと伝える。耳で聞くよりも目で見たことを理解しやすい特徴があるので、その人の理解度に応じて、実物、写真、絵や言葉など目に見える形にして伝えることが必要である。
- ・危険を回避するために、してはいけないこと、行ってはいけない場所などがある場合は、あらかじめそのことをはっきり伝えることが必要である。
- ・精神的に不安定になったりパニックを起こしたりした時は、気持ちを落ち着けられるように静かな場所を確保したり、個室が用意できない場合は、テントやパーティション、段ボールで周りの空間と区切るなどの工夫が必要である。聴覚過敏がある場合はヘッドフォンや耳栓を使うことや、お気に入りのものを用意するといったことで、落ち着いて過ごせる場合もある。
- ・本人からけがや不調の訴えがなくても、身体状況を一通り確認したり、また、食事（食欲）や睡眠の状態にも注意を払っておくことが必要である。

【難病患者】

- ・肢体が不自由な場合や、外見からは障がいがあることが分からない場合があるため、それぞれの病態や症状に応じた避難誘導等の援助が必要である。
- ・人工呼吸器や人工透析などの医療的援助が必要な場合がある。
- ・慢性疾患患者が多く、医薬品の確保について医療的援助が必要な場合がある。

【認知症高齢者】

- ・緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、日常の支援者が同伴するなど、気持ちを落ち着かせることが必要である。

6 あんびかくにんたいせい 安否確認体制について

さいがいたいきくほんぶ せっち けんこうふくしぶふくしほん およこ みらいぶふくしほん
災害対策本部を設置すると、健康福祉部福祉班（1）及び子ども未来部福祉班（2）にお
ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ もと ひなんこうどうようしえんしゃ あんびかくにんじょうほう しゅうやく おこな
いて避難行動要支援者名簿を基に避難行動要支援者の安否確認情報の集約を行います。

ひなんしえんとうかんけいしゃ ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ けいさい ひなんこうどうようしえんしゃ あんびかくにん
避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿に掲載された避難行動要支援者の安否確認
おこな し ほうこく
を行い、市に報告します。

し た かんけいきかん あんびかくにん じょうほう しゅうやく あんびかくにん ひなんこうどう
市は、その他の関係機関による安否確認などの情報を集約し、安否未確認の避難行動
ようしえんしゃ そうき かくにん つと
要支援者について、早期に確認がとれるように努めます。



第5章 計画の推進に向けて

1 各主体の役割

本計画の推進には、地域住民をはじめとした地域を構成するさまざまな主体と市の連携が求められます。地域で日頃からの防災対策や避難支援体制について話し合い、各地域の実情に合わせた災害時の避難支援の仕組みづくりを行うことが地域防災力の強化につながります。計画の推進に向けては、それぞれが担うべき役割を意識することが大切です。

(1) 市の役割

・防災担当部局

①平常時

- 自主防災組織の組織化や組織体制の強化、地域への情報伝達体制の整備を進めます。
- 地域で行われる防災訓練等の支援や防災についての出前講座を実施することにより、地域における防災知識の向上に努めます。

②災害発生時

- 災害対策本部を設置し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)等の情報を発信し、避難所の開設及び備蓄品提供等を指示します。

・福祉担当部局

①平常時

- 避難行動要支援者名簿を作成し、あらかじめ名簿の情報を避難支援等関係者に提供するために避難行動要支援者本人の意思を確認します。
- 定期的に名簿を更新するとともに、多くの避難行動要支援者の同意を得られるように努めます。
- 本計画の内容を広く地域住民に周知し、避難行動要支援者についての理解を促進します。

②災害発生時

- 避難支援等関係者の協力を得ながら、避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努めます。また、被災した避難行動要支援者に対して、福祉ニーズの迅速な把握に努めます。
- 所管する社会福祉施設等の施設整備、職員、入所者及び福祉関係等の被災状況の迅速な把握に努めます。

(2) 社会福祉協議会の役割

- 社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を担う団体とし位置づけられています。各地域の実情を把握し、地域の特色に合わせた避難行動要支援者への避難支援が行われるように、地域の避難支援等関係者の支援を行う役割を担います。
- あらかじめ同意を得た避難行動要支援者名簿を社会福祉協議会とその中核組織である各地区福祉委員会と共有します。

(3) 地域住民の役割

- 一人ひとりが防災についての意識や認識を高め、防災訓練に積極的に参加する等、災害の発生に備えましょう。
- 避難行動要支援者は、自力での避難が困難であり、地域住民の協力が不可欠であることを認識しましょう。
- 市等が開催する認知症サポーター養成講座やガイドヘルパー養成講座などを活用し、避難行動要支援者の特性や配慮すべき事項について理解するように努めましょう。

(4) 避難支援等関係者の役割

- ・地域の避難支援等関係者（自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員会、地区の代表（地区区長、自治会会長等）及び避難支援者）
 - 可能な範囲で避難行動要支援者との関係づくりに努めます。
 - 日ごろの関係を通じて、避難行動要支援者の特性や必要な支援などの理解を深めます。
 - 避難場所、避難ルートの確認等を行い、個別計画に記載します。
 - 地域で開催する避難訓練などの情報を避難行動要支援者に伝え、可能な範囲で参加するように呼びかけるとともに、避難行動要支援者が参加する場合は、災害時を想定した避難支援を行います。
 - 災害発生時には、可能な範囲で避難情報を避難行動要支援者に伝えるとともに地域住民と協力して、避難行動要支援者の避難誘導及び安否確認等を行います。
- ・大東四條畷消防組合、大阪府警察本部
 - あらかじめ情報を提供することに同意した避難行動要支援名簿を保管し、災害発生時には、避難行動要支援者の救助に名簿を活用します。
- ・地域包括支援センター、障がい者相談支援センター
 - 高齢者及び障がい者福祉の専門職として、あらかじめ情報を提供することに同意した避難行動要支援者名簿を活用し、可能な範囲で避難支援を実施します。

(5) 避難行動要支援者自身の役割

- 隣近所の人との関係づくりや担当の民生委員・児童委員及び自主防災組織等を把握しておきます。
- 個別計画に記載した避難支援者や地域のさまざまな組織等と日ごろから積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作ります。
- 市や各地域で実施する防災訓練等に可能な範囲で参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておきます。
- 個別計画の策定の際にはなるべく詳しく必要な支援の内容を伝えるようにします。
- 災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に備えておきます。
- 特に薬や医療器具など特別な持ち出し品が必要な場合は、周囲の人に情報が伝わるよう個別計画に記載する等の対策をします。



2 計画の実行について

本計画をより実効性のあるものとするためには、市はもとより、市民、関係団体及び関係機関等が一体となって取り組んでいく必要があります。

また、市が地域住民の協力を得ながら地域の支え合い、助け合いの中で実行されるもので、同じ市内でも地域によって様々な特徴があります。

本計画について、地域の特徴を理解し、地域の実情に見合った方法を検討しながら、段階的に実行します（図表12）。

【図表12】避難行動要支援者支援プランの実行の流れ

【第1段階】

同意を得た避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供し、避難支援等関係者で共有する。

【第2段階】

地域の避難支援等関係者の協力により、避難行動要支援者へ下記のような避難支援を行う。

- ① 避難行動要支援者への顔合わせや声かけを行う。
- ② 防災訓練への参加への働きかけを行う。
- ③ 災害に関する情報の提供を行う。

【第3段階】

個別計画策定に向けて、地域の特徴を踏まえて、具体的な検討を行う。

【第4段階】

避難行動要支援者の個別計画を策定し、本人、地域の避難支援等関係者及び市で共有する。

市は、この計画を現状に即したものにするため、常に検討を行い、見直す必要があると認める場合は、適宜見直します。

さんこうしりょう
参考資料1

からちょう 課長	

へいせい ねん がつ にち
平成 年 月 日

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ とうろく へんこう さくじょ しんせいしよ
避難行動要支援者名簿 (登録・変更・削除) 申請書

しじょうなわてしちょうあて
四條 暇市長宛

ほんにんまた だいにんにん じゅうしよ
本人又は代理人 住所
しめい
氏名
でんわばんごう
電話番号

㊞

- ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ か きじょうほう とうろく しんせい
避難行動要支援者名簿に下記情報の登録を申請します。

しえん ひつよう じゅう かんけつ か
支援を必要とする事由を簡潔に書いてください。

せいねんがっぴ たいしやう しょうわ へいせい ねん がつ にち
生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

※ あわ 併せて、なわて さいがいじちいきさき あ せいどういしよ ていしゆつ ねが
併せて、なわて災害時地域支え合い制度同意書の提出をお願いします。

※ しがい てんしゆつ しぼう ぼあい めいぼ さくじょ りやうしやう
市外に転出、死亡された場合は、名簿から削除することをご了承ください。

- ひなんこうどうようしえんしゃめいぼじょうほう へんこう しんせい
避難行動要支援者名簿情報の変更を申請します。

	きゅう 旧	しん 新
<input type="checkbox"/> しめい 氏名		
<input type="checkbox"/> じゅうしよ 住所	しじょうなわてし 四條 暇市	しじょうなわてし 四條 暇市
<input type="checkbox"/> でんわばんごう 電話番号		

- ひなんこうどうようしえんしゃめいぼじょうほう さくじょ しんせい
避難行動要支援者名簿情報の削除を申請します。

しめい せいねんがっぴ たいしやう しょうわ へいせい ねん がつ にち
氏名 生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

へいせい ねん がつ にち
平成 年 月 日

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ とうろく へんこう さくじょ しょうにんしよ
避難行動要支援者名簿 (登録・変更・削除) 承認書

さま
様

しじょうなわてしちょう
四條 暇市長
こういんしやうりやく
(公印省略)

じやうきしんせい しょうにん
上記申請のとおり、承認します。

じゅうよう
重要 **かなら へんしん**
必ず返信 してください！！

さいがいじちいきささ あ せいど どういしょ
なわて 災 害 時 地 域 支 え 合 い 制 度 同 意 書

しじょうなわてしちよう あて
四 條 畷 市 長 宛

1. 同意することにより、介護認定の要介護度、障がい手帳の種別、等級、障がい名などの情報及び裏面にご記入いただいた情報が避難支援等関係者（※1）に提供されます。
2. 同意することによって、災害時の避難行動支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。
3. 命にかかわるような安否確認などの必要がある場合に住居内に立ち入ることを承諾し、やむを得ず、その住居などの一部を破損しても、修繕、損害賠償などについて一切請求しません。

※1 避難支援等関係者…大東四條畷消防組合、大阪府警本部、民生委員・児童委員、四條畷市社会福祉協議会、自主防災組織、地区福祉委員会、地区の代表（地区区長、自治会会長等）、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター及び避難支援者

じょうき ないよう りかい うえ わたし ひなんしえんとうかんけいしゃ じょうほう ていきよう
上記の内容を理解した上で、私は、避難支援等関係者に情報を提供することに

同意します。⇒裏にもご記入ください。

- ・同意の意味について、変更の申し出がない限り自動継続とします。
- ・提供していただいた情報を基に災害時の支援体制づくりを行うため、連絡をさせてもらうことがあります、その際はご協力ください。

同意しません（※2）。⇒理由をお聞かせください。

- 自力で避難できる。 同居の人が支援してくれる。
- その他（ ）

※2 もし不同意であっても、その後同意を希望することも可能ですので、その場合は福祉政策課にご連絡ください。

へいせい ねん がつ にち
平成 年 月 日

◎ **（ご本人署名）**

㊞

ご本人が直筆できない場合又は未成年の場合は、下記に代理の方が署名をお願いします。

代理人署名（続柄） （ ）

代理人住所 _____

代理人電話番号 _____

本人氏名 _____

どうい かた ふとわく きにゆう
【同意された方のみ太枠をご記入ください。】

フリガナ		せいねんがっぴ 生年月日	たいしょう しょうわ へいせい 大正・昭和・平成
しめい 氏名			ねん がつ 日にち 年 月 日
		せいべつ 性別	おとこ おんな 男 女
じゅうしょ 住所		でんわばんごう 電話番号	

さいがい お じょうきょう いちばんちか
1. 災害が起こったときにA～Cのどの状況が一番近いか○をしてください。

- A 自力での避難が困難。
じりき ひなん こんなん
- B 自力で動けるが、歩行に不安がある。
じりき うご ほこう ふあん
- C 自力で動けるが、情報入手や避難判断に不安がある。
じりき うご じょうほうにゆうしゅ ひなんはんたん ふあん

せたい じょうきょう おし あ
2. 世帯の状況について教えてください。A～Cの当てはまるものに○をしてください。

- A ひとり暮らし
く
- B ご本人と一緒に住んでいる方が全員70才以上又は18歳以下
ほんにん いっしょ す かた ぜんいん さいいじょうまた さいい か
- C 上記のいずれにも該当しない
じょうき がいと

こべつけいかく さくせい きぼう
3. 個別計画（※3）作成を希望しますか。

- A 希望します。（個別計画作成を希望しても、必ず作成されるものではありません。）
きぼう こべつけいかくさくせい きぼう かならさくせい
- B 希望しません。
きぼう

※3 どうい ひなんこうどうようしえんしゃ はなし き せたい こま じょうきょう ひなんじ りゅういじこう さいがいほっせいじ
同意された避難行動要支援者のお話を聞きながら、世帯の細かな状況、避難時の留意事項、災害発生時
うかがひとなど
に何人等をあらかじめ決めておくものです。

きぼう かた ひなんしえんとうかんけいしゃなど けいかくさくてい む はなし うかが かのうせい
希望された方については、避難支援等関係者等が、計画策定に向けてお話を伺いする可能性があります。

きんきゅうれんらくさき おし あ
4. 緊急連絡先を教えてください。A～Cの当てはまるものに○をしてください。

また、Cに○をした方は、緊急連絡先を記入してください。
かた きんきゅうれんらくさき きにゆう

- A 緊急連絡先なし
きんきゅうれんらくさき
- B 裏面の代理人と同じ
りめん だいにんにん おな
- C 下記のものを緊急連絡先として届出します。（下記に記入してください）
か き きんきゅうれんらくさき とどけで か き きにゆう

フリガナ		ほんにん 本人との	
しめい 氏名		つづきから 続柄	
じゅうしょ 住所		でんわばんごう 電話番号	

なわて災害時地域支え合い制度個別計画

作成日：平成 年 月 日
更新日：平成 年 月 日
更新日：平成 年 月 日

避難行動要支援者	住所		四條畷市			
	氏名		(ふりがな)		性別	男・女
	生年月日		大正・昭和・平成		年	月 日
	電話番号		(自宅)	—	(FAX)	—
			(携帯)	—		
			(メールアドレス)			
同居家族構成		人 ()				
介護度・障がいの種類等						
同居家族	①	氏名	(本人との関係：)	けいたいでんわ 携帯電話		
				きんむさき でんわばんごう 勤務先/電話番号		
	②	氏名	(本人との関係：)	けいたいでんわ 携帯電話		
				きんむさき でんわばんごう 勤務先/電話番号		
緊急連絡先	①	氏名	(本人との関係：)	じゅうしょ 住所		
				でんわ 電話①	FAX	
				でんわ 電話②	めーるあどれす メールアドレス	
	②	氏名	(本人との関係：)	じゅうしょ 住所		
				でんわ 電話①	FAX	
				でんわ 電話②	めーるあどれす メールアドレス	
避難支援者	①	氏名	(本人との関係：)	じゅうしょ 住所		
				でんわ 電話		
	②	氏名	(本人との関係：)	じゅうしょ 住所		
				でんわ 電話		
	③	氏名	(本人との関係：)	じゅうしょ 住所		
				でんわ 電話		

しじょうなわてし
(四條畷市)

いちじひなんち 一時避難地	(電話 —)
していひなんしょ 指定避難所	① (電話 —) ② (電話 —)
じょうほうでんたつ 情報伝達で の留意事項	(例) 筆談 (筆記用具の用意)、ベルなど
ひなんゆうどうじ 避難誘導時 の留意事項	(例) 担架、車椅子、必要な避難用具など
ひなんじけい 避難時の携 行留意事項	(例) 非常袋、常備薬など
ひなんさき 避難先での 留意事項	(例) 食事、排せつなど
かかりつけ医	(名称) (住所) (電話番号)
ほか その他 留意事項	

記載内容に誤りがないことを確認するとともに、原本を四條畷市役所、副本を地域の避難支援等関係者※に提供することに同意します。

また、避難支援について、地域の避難支援等関係者が法的な責任や義務を負うものではないことを了解しました。

※民生委員・児童委員、自主防災組織、地区福祉委員会、地区の代表（地区区長、自治会会長等）及び避難支援者

本人署名

印

代理人署名

印

(四條畷市)

さんこうしりょう 参考資料4

さいがいたいさくきほんほう ばっすい 災害対策基本法 (抜粋)

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ さくせい (避難行動要支援者名簿の作成)

だいよんじゅうきゅうじょう じゅう しちょうそんちやう どうがいしちやうそん きよじゅう ようはいりよしや さいがい ほっせい また
第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又
は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑か
つ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)
の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者につい
て避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する
ために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下こ
の条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなけれ
ばならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は
記録するものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その
保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定され
た利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認め
るときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求める
ことができる。

めいぼじょうほう りようおよ ていきやう (名簿情報の利用及び提供)

だいよんじゅうきゅうじょう じゅういち しちょうそんちやう ひなんしえんとう じっし ひつよう げんど ぜんじやうだいいっこう きてい
第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定に
より作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」と
いう。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用する
ことができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定
めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和二十三年法律
第百九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百九条

第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

二 消防、水防その他の応急措置に関する事項

三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

六 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

八 緊急輸送の確保に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関する

じこう
事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

しじょうなわてしひなんこうどうようしえんしゃしえんぶらん ぜんたいけいかく
四條畷市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）

へいせい ねん がつ
平成30年4月

はっこう しじょうなわてしけんこうふくしおふくしせいさくか
発行：四條畷市健康福祉部福祉政策課

じゅうしよ
住所：〒575-8501

おおさかふしじょうなわてしなかのほんまちほんごう
大阪府四條畷市中野本町1番1号

TEL：072-877-2121（だいひょう）・0743-71-0330（だいひょう）

FAX：072-879-5955

いらすとていきょう
イラスト提供

いらすとれーたー・ぐらふいっくでざいなー たがたかおさん
イラストレーター・グラフィックデザイナー たがたかおさん